# 環境農林水産常任委員会会議録 平成25年7月24日

場 所 第4委員会室

# 平成25年7月24日(水曜日)

午前9時58分開会

#### 会議に付託された議案等

- ○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査査
- ○その他報告事項
- ・(仮称) 水源地域保全条例の概要(案) について
- ・大気汚染常時監視の強化について
- ・美郷町西郷区における林野火災について
- ・森林整備加速化・林業再生事業(復興予算関連)の返還の要請について

# 出席委員(7人)

山下博三 委 員 長 副 委員 長 有 岡 浩 三 委 員 蓬 原 正 委 員 横田 照 夫 岩 下 斌 彦 委 員 委 髙 橋 诱 員 委 員 前屋敷 恵 美

欠席委員(1名)

委 員 緒嶋雅晃

委員外委員(なし)

### 説明のため出席した者

# 環境森林部

環境森林部長 堀 野 誠 環境森林部次長 金 丸 政 保 (総括) 環境森林部次長 原 謙一 楠 (技術担当) 部 参 事 兼 川 野 美奈子 環境森林課長

みやざきの森林 那 須 幸 義 づくり推進室長 環境管理課長 上山 伸 循環社会推進課長 神 菊 憲 自然環境課長 佐 藤 浩 森林経営課長 水垂 信 山村·木材振興課長 野 河 憲 みやざきスギ 石 田 良 行 活用推進室長 工事検査監 西山 悟

# 事務局職員出席者

議事課主任主事佐藤亮子議事課主任主事川崎一臣

**〇山下委員長** それでは、ただいまから環境農 林水産常任委員会を開会いたします。

きょうは、緒嶋委員が都合により欠席という ことですので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしま した日程案のとおり行うこととしてよろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇山下委員長** それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

#### 午前10時00分再開

**〇山下委員長** おはようございます。委員会を 再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終

了した後にお願いをいたします。

○堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております常任委員会資料の表紙をごらんください。報告事項についてであります。

まず1点目の、(仮称)水源地域保全条例の概要(案)についてであります。

この条例につきましては、6月19日の委員会におきまして、基本的な考え方や今後のスケジュール等を御説明いたしましたが、今回は条例の概要案につきまして御説明いたします。

2点目の大気汚染常時監視の強化については、 大気汚染物質測定局の追加などについて御説明 いたします。

3点目の美郷町西郷区における林野火災については、去る7月9日に発生しました林野火災の状況につきまして御報告いたします。

4点目の森林整備加速化・林業再生事業(復興予算関連)の返還の要請については、7月2日に国から返還の要請がありましたので、その内容等につきまして御説明いたします。

最後に、5点目といたしまして、資料にはございませんけれども、4月の常任委員会におきまして御説明いたしました産業廃棄物処理業者からの行政処分の執行停止申し立てに対する即時抗告につきまして、4月18日に高等裁判所の決定が出ましたので、その内容につきまして御説明いたします。

私からの説明は、以上であります。

詳細につきましては、それぞれ担当課・室長 が御説明申し上げますので、よろしくお願いい たします。

〇川野環境森林課長 環境森林課から (仮称)

水源地域保全条例の概要(案)について、御説 明いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。

6月の常任委員会におきましては、水資源を 安定的に確保するためには、水源涵養機能を有 する森林を水源地域として保全していくことが 必要であるという条例制定の基本的な考え方に ついて御説明をさせていただきました。

今回、御説明いたします条例の概要(案)は、 その考え方に基づき、1の条例の目的や、2の 用語の定義などを整理しているところでありま す。

まず、1の目的でありますが、水源地域の保全に関して、①の関係者の責務や②の水源地域内の土地の所有権などの移転等について必要な事項を定めることにより、水源地域の機能の維持に寄与することを目的とするものであります。

なお、②の中の必要な事項とは、事前届出制 度のことであります。

次の2の用語の定義でありますが、 事前届出制度の対象地域となる水源地域を水源涵養機能を有する森林が存する地域として知事が指定する地域とし、また、事前届出制度の対象者となる土地所有者等を水源地域内の土地であって、規則で定める土地の所有権等を有する者としております。

なお、規則で定める届出の対象となる土地に つきましては、現況が森林である土地などを想 定しているところでございます。

次に、3の関係者の責務等についてであります。

これは、水源地域の保全を推進する上で関係 する主体の果たすべき役割を規定するものであ ります。

まず、県の責務は、市町村、県民、土地所有

者等との連携協力により水源地域の保全に関する施策を推進することとし、県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、土地所有者等は、水源地域が水源涵養機能を有することを深く認識するとともに、両者は、県、市町村が実施する施策に協力するよう努めることを責務として規定しております。

また、市町村や国との連携としまして、県は 市町村が実施する施策に連携協力するとともに、 国と連携協力して施策を推進することなども規 定しております。

次に、4の水源地域の指定についてであります。

これは、事前届出が必要な水源地域の指定範囲の捉え方と、その指定手続について規定するものであります。

まず、①にありますように、水源地域として 水源涵養機能を有する森林が存する地域を指定 することとしており、指定の手続としまして、 ②にありますように、あらかじめ関係市町村長 の意見を聞くとともに、③にありますように、 その区域の案の公告・縦覧を行い、その後、指 定を行うときには、④にありますように、その 区域を告示し、関係市町村長へ通知することと しております。

なお、事前届出制度の導入は、土地所有者等へ新たな負担を課すことにつながりますので、 その対象となる水源地域の指定の考え方につき ましては、今後、市町村や外部有識者などの御 意見も伺いながら、十分に検討を行ってまいり たいと考えております。

次に、2ページをごらんください。5の事前 届出制度についてであります。

これは、事前届出の届出時期と届出内容を規定するものであります。土地所有者等の届出の

時期としましては、所有権移転などの契約を締結しようとする日の30日前までとし、届け出る内容としましては、当事者の氏名、住所、土地の所在、面積、利用目的などとしております。

なお、契約締結の30日前までとしましたのは、 届出内容に係る調査や市町村への意見照会、届 出者への土地利用に関する助言などに要する期 間を勘案して設定したものであります。

次に、6の市町村長への通知等についてであります。

これは、届出内容の情報を市町村と共有する ため、①にありますように、届出内容を関係市 町村長へ通知するとともに、②にありますよう に、必要に応じて関係市町村長に助言などに関 する意見を求めることができることを規定する ものであります。

次に、7の報告の徴収及び立入調査等についてであります。

これは、届出内容の確認や土地所有者等への助言、勧告など、条例の施行に当たって各種情報を得ることが必要である場合、①にありますように、必要な限度において届出者に報告を求め、②にありますように、立入調査や関係者への質問ができることを規定するものであります。次に、8の助言についてであります。

これは、水源地域の水源涵養機能が損なわれないような適正な土地利用を確保するため、土地の売買契約を行う当事者に土地の利用について必要な助言を行うことを規定するものであります。

基本的には①にありますように、知事は、届 出者に対して必要な助言を行い、契約の相手方 である土地の所有権移転等を受けようとする者 に対しては、②にありますように、届出者がそ の助言の内容を伝達することとしております。 さらに必要な場合は、③としまして、土地の 所有権移転者等を受けようとする者にも、直接 助言を行うことができる規定を設けているとこ ろであります。

次に、9の勧告・公表についてであります。 これは、事前届出制の義務違反行為を抑制し、 実効性を担保するための勧告・公表について規 定するものであります。

①は、土地所有者等が届出をしなかったり、 虚偽の届出をしたときなどに勧告することがで きることを規定し、②は、勧告に従わなかった ときは、その旨及び勧告の内容を公表すること ができることを規定しております。

なお、実効性を確保する観点から、これら勧告・公表に加え、罰則を定めるかどうかについても、大きな論点になると考えておりますが、その要否につきましても、今後、市町村や外部有識者などの御意見を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、10の市町村の条例との関係についてでありますが、これは、市町村が類似する条例を制定した場合、この条例の規定は適用しないといった市町村条例との調整規定を定めるものであります。

最後に、11のその他についてであります。

まず、1つ目としまして、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。具体的には、届出の対象となる土地の区分や届出書の様式、添付書類などを規則で定めることを想定しております。

また、2つ目としまして、条例の施行は、二段階で施行することとしております。具体的には、①にありますように、まず、5から9までの事前届出制度に関する規定以外の規定を施行しまして、その後、②にありますように、水源

地域指定の手続に必要な期間や事前届出制度の 周知期間を経過した後、事前届出制度に関する 規定を施行することとしております。

以上が条例の概要の案の内容であります。なお、これから、今回御説明しました条例の概要案や水源地域の指定の考え方などにつきまして、市町村や外部有識者などとの意見交換を行うとともに、県庁内の関係課の連携調整を図りながら、秋ごろをめどに条例の素案をまとめてまいりたいと考えております。

環境森林課の説明は以上であります。

○上山環境管理課長 それでは、委員会資料の 3ページをお開きください。

大気汚染常時監視の強化についてでございま す。

まず、1の強化の内容ですが、微小粒子状物質、いわゆるPM2.5などの常時監視体制を強化するために、既定予算の中で測定局の新設や測定機器の整備を行うものでございます。

具体的には、(1)にありますように、高千穂保健所測定局を新設し、二酸化硫黄、光化学オキシダント、PM2.5の測定を行うこととし、また、(2)にありますように、小林保健所測定局につきましては、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質に加え、新たにPM2.5の測定を行うものであります。

これまで本県の測定局は、工場や自動車排出 ガスなど、汚染物質の発生源等を勘案し整備を 行ってまいりましたが、今回、強化を行います 背景といたしましては、2にありますように、 近年、大陸からの汚染物質の飛来、いわゆる越 境汚染が原因と考えられる環境基準の超過が観 測されていることなどから、県境部の観測体制 を強化するものでございます。

4ページをごらんください。

左の配置図が、強化後の大気汚染常時監視測 定網でございまして、赤い四角の印は、PM2.5 が測定できる測定局を示しております。

また、下に写真を載せておりますが、左側は、 高千穂保健所に新設します測定局のイメージで ありまして、また、右側はPM2.5の測定装置で、 延岡保健所測定局の装置を例として示しており ます。

また、右に表がございますけれども、これは 各測定局における測定項目の一覧表でございま して、測定を行っております二酸化硫黄、一酸 化炭素など6項目の中で越境汚染の影響が考え られておりますPM2.5と光化学オキシダントに つきまして体制を強化するものでございます。

資料の3ページにお戻りいただきまして、2の背景の(1)をごらんください。

まず、PM2.5につきましては、県では1日の 平均値が、国の定める暫定指針値を超えると予 測される場合、午前中の早い時間帯に注意喚起 を行うこととしておりますが、ことしの5月に は、注意喚起の判断基準は超えませんでしたが、 2日連続で暫定指針値を超える値が観測されて おります。

次に、(2)の光化学オキシダントにつきましては、平成18年度以降、毎年、九州のいずれかの県で注意報が発令されておりまして、本県では、これまで発令はございませんが、昨年の5月には0.12ppmを測定するなど、高い濃度の光化学オキシダントが観測されております。

なお、今回、新たに整備します測定機器による測定開始は、3にありますように、ことしの12 月を予定しております。

これによりまして、県内でPM2.5の測定局は 6カ所となりますが、今後、各測定局の測定項 目の見直しなどを行い、現在、測定を行ってい ない地域につきましても、測定できるよう監視 体制の強化に今後努めてまいりたいと考えてお ります。

説明は以上でございます。

○佐藤自然環境課長 自然環境課でございます。 資料の5ページをお願いいたします。

自然環境課からは、先日、美郷町西郷区で発生いたしました林野火災について御報告いたします。

まず、1の林野火災の状況でありますけれど も、出火期日は、平成25年7月9日でございま して、出火場所は、美郷町西郷区山三ヶ鼓原付 近でございます。

被災した森林は民有林で、面積約14へクタールとなっております。また、その内訳につきましては、スギの伐採地が約7.5へクタール、スギ等の造林地が6.5へクタールとなっております。

6ページをごらんください。位置図と火災の 状況写真を載せておりますけれども、場所は、 ちょっと見にくいんですけれども、右上の広域 の地図にありますように、日向市から椎葉方面 へ向います国道327号線の諸塚村との境付近のや や手前から山手側に入ったところでございます。

また、下のほうに写真が載せてありますけれども、この上の地図と向きが逆になっておりまして、上の地図の青いところから撮った写真でございまして、この谷のところから山手に向かって燃えたものでございます。

次にまた、5ページに戻っていただきまして、2の経緯でございますけれども、7月9日の12時45分に林野火災が発生いたしまして、地元の人から美郷町役場へ通報がありました。

14時に県航空センターから熊本県に空中消火 の要請をいたしました。これにつきましては、 本県の防災ヘリの「あおぞら」が整備期間中で あったために相互応援協定により熊本県に要請 したものでございます。

さらに、14時37分に県から自衛隊に災害派遣 要請を行いまして、その後、夕方まで熊本県の 防災ヘリと、それから、陸上自衛隊西部方面航 空隊による消火活動を行いましたが、この日は 鎮火には至っておりません。

翌7月10日でございますけれども、5時19分から自衛隊による消火活動を開始いたしまして、9時に現地調査の結果、自衛隊によります消火活動を一旦停止いたしまして、地上からの消火活動に切りかえました。その結果、11時35分に鎮火を確認しております。

次に、3の今後の対応につきましては、これまでも林野火災が多く発生しております春期、 秋期に市町村等へ林野火災の予防対策について 周知徹底を行っているところでございますけれども、再度、注意喚起を行うこととしております。

自然環境課からは以上でございます。

○石田みやざきスギ活用推進室長 みやざきス ギ活用推進室でございます。委員会資料の7ペ ージをお開きください。

7月2日に、国よりいわゆる復興予算の返還 要請がなされましたので、その概要について御 説明申し上げたいと思います。

まず、経緯でございます。(1)の部分にございますとおり、平成23年度第3次補正により措置されました復興予算につきましては、復興とともに円高基調下における日本経済の再生という緊急性の観点から、全国向け事業を行う基金が造成されたところでございます。

一方、復興予算につきましては、増税が財源 となっていることから、震災後、時間を経るに 従いまして、より一層厳格化すべきという声が 高まるに至ったということでございます。

昨年11月に国において使途の厳格化が行われましたが、この際、国から既に支出済みのものは除かれております。

また、本年1月10日の復興推進会議におきましても、復興予算の使途の厳格化について総理指示がなされておりますが、この際も平成24年度補正予算、平成25年度当初予算が対象とされまして、平成23年度第3次補正予算により造成された基金については、対象外と整理されているところでございます。

こうした中、4月25日に参議院予算委員会に おいて復興予算のうち基金事業の使途について 質疑がなされまして、5月には大々的に復興予 算につきまして、マスコミから報道がなされて いるところでございます。

このような情勢等を背景といたしまして、7 月2日の復興会議におきまして、復興大臣及び 財務大臣から農林水産大臣その他の基金所管大 臣に対しまして、執行残額の返還等について関 係府県に要請するよう要請がなされました。

また同日、復興大臣及び財務大臣から基金所管大臣に対する要請文書の発出、基金所管大臣から関係府県知事宛て復興大臣等からの要請に沿った措置をとるよう依頼がなされたものでございます。

(2)の要請の内容でございます。直接被災地に木材を供給する事業に使途を限定した上で、それ以外の事業のうち既に支出済みのもの、契約済みのもの、県議会で議決がなされているものなど、実質上、執行済みと認められるものを除いた残額、実質的に平成26年度執行計画分につきまして、速やかな返還をお願いされているところでございます。

なお、この国からの要請につきましては、県

における復興予算の使い方や、流用というようなものが原因ということではなく、あくまで事後ではあるけれども、国のほうで使途を厳格化したいとする国の方針転換による依頼という形式をとっているところでございます。

続きまして、2番、森林整備加速化・林業再 生事業(復興関連予算)の概要について御説明 申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたとおり、平成23 年度第3次補正予算により措置されました復興 予算におきましては、復興とともに円高基調下 における日本経済の再生という緊急性の観点か ら、全国向け事業を行う基金が造成されたとこ ろでございます。

このうち森林整備加速化・林業再生事業につきましては、復興木材安定供給対策といたしまして、東日本大震災の発生により被災地を中心に木材の復興需要が大きくなることが想定されたことから、復興に必要な木材を全国規模で増産し、円高状況下においても、輸入材に対抗できる国産材の生産体制を整え、安定的に供給することを目的とするとして、全国で1,399億円が措置されたものでございます。

この対策につきましては、直接被災地に木材を供給する取り組みだけではなく、いわゆる玉 突き的に木材が被災地に供給されている状況に 鑑み、こうした取り組みにつきましても対象と されていたものでございます。

このような目的に沿いまして、本県におきま しても、国の要綱、要領に沿って取り組んでき たところでございます。

具体的には、(3)にございますとおり、原木の安定供給対策といたしまして、間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工施設の整備等に取り組み、今後、被災地を中心に急増が

想定される復興住宅需要などに応える木材の増産体制の強化を図ることといたしまして、3カ年の事業計画を作成して、計画的に進めてきたものでございます。

3番、本県の執行状況及び対応についてでご ざいます。

平成23年度第3次補正により復興木材安定供給対策といたしまして、昨年3月に県森林整備加速化・林業再生基金に60億円を受け入れまして、平成24年度、25年度分としまして、約45億1,200万円を計上しているところでございます。

国からの基準に従えば、平成26年度執行予定分の約14億8,800万円及び復興予算に係る基金の運用益――これらから直接被災地に供給するものを除いたものが、返還要請の対象額となるところでございます。

今般の基金の返還要請につきましては、そも そも国の示した事業目的に沿って国の示す要綱、 要領等に基づき適切に執行しているものでござ いまして、国の方針転換により既に執行を予定 していた事業体等への影響が予想されますこと から、困惑かつ残念というふうに考えていると ころでございます。

今後、他県の対応も見つつ、国からの要請の 趣旨を踏まえ、県として対応を検討してまいる 考えでございます。

なお、国からの要請文書の中に、今後とも全 国的な木材の安定供給ができる条件整備につい て配慮するとされているなど、事業実施の必要 性は国も認識しているところでございますので、 国に対して必要な予算の確保を強く求めてまい る考えでございます。

説明は以上でございます。

〇神菊循環社会推進課長 資料はございません

が、4月の本委員会におきまして当課から宮崎 地裁の廃棄物処理業者、東亜環境株式会社に対 する行政処分の執行停止決定に対して、県は福 岡高裁宮崎支部に即時抗告をしたことを御説明 させていただいておりましたが、これにつきま して、7月18日付で決定がなされましたので御 報告させていただきます。

本件につきましては、本日、新聞報道もなされておりましたが、県の行った即時抗告が棄却されたところでございます。なお、本決定につきましては、県が行った行政処分の正当性につきまして判断されたものではございません。

また、現在行われている行政処分取消請求訴 訟に対する影響もないものと考えております。

本件処分の正当性につきましては、行政処分 取消請求訴訟において、関係法令や国の基準に 基づいて適正に行ったものでありますことを しっかり主張してまいりたいと考えております。 説明は以上でございます。

**〇山下委員長** 以上で執行部の説明が終了をい たしました。

報告事項について質疑を承りたいと思います。 **○蓬原委員** 7ページの返還金ですが、被災地 に対する事業に使途を限定——この米印の中で、 直接被災地に材を供給する取り組みについては、 これからも行うということのようだと思います が、そういう説明があったように思います。

とりあえず14億何がしかのお金は、今使ってないものについてはお返しして、さらに今後、直接その被災地に材を送る事業については、新たに予算をまた確保するということでいいんですかね。

〇石田みやざきスギ活用推進室長 14億8,800万 という御説明を申し上げましたけれども、この 中から直接被災地に木材を供給する取り組みに ついては、このお金を使って、その残りをお返しすればよいということになってございます。

○蓬原委員 ということは、この中から、その 直接材を供給する部分を差し引いてお返しする という形ですね。

**〇石田みやざきスギ活用推進室長** そのとおり でございます。

**〇蓬原委員** 大まかに、大体その差し引く分が どれぐらいの見込みですか。

**〇石田みやざきスギ活用推進室長** 今現在、そ ういったことができるかどうかということにつ いて、状況等について、各団体等に調査をして いるところでございます。

○蓬原委員 わかりました。

では続けていきます。5ページです。林野火 災。これは考えられる原因、それから被害額、 この14ヘクタールの所有者、ちょっとその3つ についてお知らせください。

○佐藤自然環境課長 ちょっと順序が違いますけど、所有者につきましては個人有でございます。それから、原因については、今警察で取り調べ中でございます。被害額については、当方としては把握しておりません。

○蓬原委員 ある程度の被害推定額みたいなやつは――どの程度の材があって、現在の市場価格からしてこれぐらいだみたいなのは、出してはいらっしゃらないですか。出すことがよくないのかな。

○佐藤自然環境課長 一定の基準額というのは あるんですけれども、ここで説明申し上げまし たように、スギの伐採地が7.5へクタールという ことで、スギの伐採中であったようでございま して、既に伐採し終わったものとか、林地に置 いてあるもの、それから、スギの造林地につい ては、全部焼けたんじゃなくて焦げたといいま すか、多少黒くなった部分があるようでして、 そこ辺の詳細がわからないと、なかなか難しい と考えております。

○蓬原委員 わかりました。面積が広いなとは 思うんですけれども、こういうときは、大体ど れぐらいの被害額かなというのが当然関心の的 になるので。すると所有者は個人所有――何名 でしょうか。何名ぐらいですか。

○佐藤自然環境課長 今のところ、うちのほうで把握している情報によりますと、1人の所有地のようでございます。

○蓬原委員 こういう火災の場合は、何か保険 みたいなのがあるんですかね。

○佐藤自然環境課長 森林国有保険というのが ございまして、ある一定の額を掛けますと、例 えば焼けた場合にも保険金が出るということに なっておりますけれども、ここの14へクタール については保険をかけていなかったということ のようでございます。

○蓬原委員 この所有者の方は美郷町の方、地元の方ですか。

**〇佐藤自然環境課長** 地元の方もしくはその近辺の方だと聞いています。

○蓬原委員 あと1件です。水源地域保全条例。 去年1年間、特別委員会でいろいろ調査して、 早速取り組んでいただいたなと思っていまして、 委員会の途中では、我々の中では余り執行部が 乗り気じゃないんじゃないかという評価、議論 があったりしましたが、早く取り組んでいただ いて、よかったと思っています。早く取り組む ことに意味があると思っていますから、秋に素 案ができるということですので、この取り組み については高く評価したいと思っています。

既に条例をつくってるところが何県かあるんですが、罰則については、有識者の意見を聞い

てというような御説明だったように聞きました。 先進地――我々も何県か行きましたけれども、 手元にちょっと条例はないんですが、他県との その条例比較をして、この罰則についてどうい う状況でしたか。

ちなみに言っておきますが、東京財団にも行って、これは東京財団というシンクタンクがかなり詳しく危機感を持ってやっていまして、あそこの意見を我々も詳しく聞いて、その後もやりとりしていますけれども。そういうことでの条例をつくるべしという委員長の報告だったんですよね。委員長は岩下委員長だったと思っています。

〇川野環境森林課長 先進県が今11道県ございまして、罰則を設けているところがそのうち5 県ございます。いずれもやはり森林法の事後届出制度とのバランスということがありまして、罰則につきましては、過ち料ということで過料を課してるということになっております。その金額としましては、少ないところで3万円、多いところで5万円というような状況になっておりまして、非常に少額だというところでございます。

実際、その罰則を設けていない県におきましては、この条例の趣旨から言いますと、やはり今から土地を売る方に対して、この水源地域の大事さ、土地利用の目的をきちっとその売り手のほうに伝えていただく、理解していただくところが重要だということで、そこについてきちっと把握した上で助言する。そして、その届出義務違反に対しては、そういう過料というものではなくて、社会的な制裁の勧告公表という形がより効果的ではないだろうかということで罰則を設けてないというふうに至ったというふうに聞いております。

本件につきましては、一応、今回お示しをしました案には罰則を盛り込んでおりませんが、これについては、やはりいろいろ意見が分かれるところだと思いますので、きちっと市町村、外部有識者とこれから意見交換をしてまいりたいというふうに考えております。

○蓬原委員 それと、水源涵養機能を有する地域を水源地域として指定するわけですが、条例が例えば議会で可決されて、そしてこの条例に基づいて、そういう地域を指定して、詳細な意見を聞きながら、その水源地域を告示して、実効、効果が出るというか、条例が実際に効果を発揮できるのは、大体見通しはどういうスパンになりますか。

○川野環境森林課長 先ほどちょっとスケジュールを御説明させていただきましたが、秋ごろに素案をまとめまして、それから、パブリックコメントをいたします。そして、そのスケジュールでいきますと、やはりその2月議会に議案として提案させていただくような形になると思っておりますので、4月1日にこの事前届出制以外の部分が施行される。

結局、今委員が言われました水源地域の指定 の部分が4月1日から施行されますので、それ から、実際指定の手続に入るということになり ます。

指定をするには、まず、市町村に意見を聞きまして、案をつくりまして、その案を県の公報等で公告いたします。そして、2週間――他県もそうですけれども、2週間ぐらい縦覧をやりまして、その間にいろんな不服がある場合は、意見書を提出していただくことになりますので、その意見書をもとに公聴会等で意見を聞きながら、また案を練り直すというようなプロセスが出てくると思います。

仮に、その意見書等が特にない場合は、その 縦覧を経まして案を固めて告示をいたしまして、 それから周知期間を置きます。その指定と、そ れから、こういう事前届出制度をスタートしま すという周知期間が必要なので、数カ月かかる と思います。

他県の事例を見ますと、早いところで施行から3カ月後に届出制度をスタートさせる。遅いところは6カ月後というところがございますので、大体3カ月から6カ月の間にこの制度をスタートさせることができるのではないかというふうに考えております。

○蓬原委員 わかりました。おおむねわかりました。

○髙橋委員 この条例に関連して質疑しますが、 先ほど説明で、水源地域にある土地というのは 現況森林というふうにおっしゃいましたが、い わゆる植栽未栽地も現況森林ということでいい んでしょうか。植栽未栽地も結構今からまたふ えてくるような気がしますが。

○川野環境森林課長 これは現況森林ということで今考えているんですけれども、今現況森林でも、さらに厳格にその土地の状況を把握するために、他県等ではこの現況森林に加えて地目 ——山林とか原野とか保安林とか、そういった地目も含めて、届出の対象とする土地を限定しまして届出していただくということになります。

言われました植栽未栽地につきましても、やはり現況森林で地目が山林等々になっておりますと、届出の対象になるというふうに考えております。

○髙橋委員 届出制ですよね、この条例の特徴 というのはですね。それで、いわゆる届出者に よってそれはだめだよということが言える条例 かといったら、そうじゃないですよね。だから、 先ほどちらっと出ましたけど、土地利用の規制ですよね。やっぱりこことうまくこの条例がかみ合わないと。罰則も先ほど全国の例からすると3万から5万でしょう。余りこれが効力を発するかどうかちょっと疑問がわくんですけど。そういう土地への規制、今現在の土地への規制がいわゆる届けるときにちゃんと目的を示せば、その許可をされて、結局、その後に何をするかが目的外だったら意味がなさないと思うんですよね。そういうところをどういうふうに私たちとしては理解すればいいか、うまく説明いただくといいですが。

○川野環境森林課長 土地の取引の規制という ことでは、今、国土利用計画法と森林法の事後 届出制度が土地取引後の届出制ということであ りまして、あくまでもそれはもう契約が終わっ た後、売り渡された後の届出制度であります。 基本的に今回の条例につきましては、土地利用 きちっとやっていただくために必要なのは、や はり契約が成立以前の、事前にその土地利用に 関してのきちっとした趣旨を伝えるということ が必要ということで、今回の事前届出制という ことの条例を提案させていただくということに なります。

委員が言われました土地利用につきましては、 実際、買い主になった方が具体的にその土地の 権利を持たれて、今からその土地をどう利用し ていくかということで、いろんなさまざま土地 利用に関しては、その土地によっては、いろん な法律によって規制がかかっておりますので、 例えば、何法であれば、こういう許可を得ない といけないというような部分がありますので、 事前届出制度の段階では、直接的にその買う人 に対してのアポイントというのがなかなかとり にくい。まだ権利が発生してないし、その契約 が成立するかどうか不確定な中での助言になりますので、やはりその辺をどうやってきちっと伝えていくかというところに非常に大きな課題があると思っております。

ここで言う助言の中で、その届出者に対して、この土地はこういう土地で、この土地はこう売った場合は、こういうふうな開発をする場合には、こういう規制がかかるんですよということをまずきちっと届出者に対して資料なりをお渡しして助言して、これを売る人にちゃんと伝えてくださいという形できちっとした土地利用を進めていくという形なのが、この今回の条例の趣旨になるというふうに考えております。

## **〇髙橋委員** わかりました。

もう1点、いいですかね。

大気汚染常時監視の強化について、いわゆる 先ほど県境部の観測体制の強化ということで、 新たに高千穂とか小林に設置されたわけですけ ど。今6カ所で今後ふやすかどうかというとこ ろもあるんでしょうけど、この宮崎県の地図で 見ると、この西米良あたりに観測所がなくてい いのかなという疑問もわくもんですから、素朴 にですね。

○上山環境管理課長 委員がおっしゃるように 地図を見ますと、やはり県の中央部、特に、西 都、西米良あたりにございませんので、先ほど 申し上げましたように、今後測定項目等を見直 す中で整備計画等を考えていきたいと思ってお ります。当然、その点につきましても視野に入 れながら考えていきたいと思っております。

早い段階では、今のところ、保健所あたりでまだ未整備のところがございますので、そこらあたりも早い段階で整備できるように努めながら、空白地についても何らかの対応をとっていきたいなというふうに考えております。

**〇髙橋委員** わかりました。最後にしますね。

最後の復興関連予算の関係で、復興に必要な 木材をいわゆる被災地に供給するんだというこ とで、本当にこれは大事な任務があったわけで すけど。どのくらいの割合で、そのいわゆる事 業メニューによって復興地に木材提供したんで しょうけど、結構、宮崎県内で流出したものも 結構あるわけで、どのくらい復興地に行ってる もんでしょうか。

〇石田みやざきスギ活用推進室長 先ほど御説 明申し上げましたとおり、本事業の目的自体が 復興地に直接お届けをするということではなく て、復興地の木材が例えば関東から被災地に行き、関東のものが関西から行き、宮崎県は、スギの輸出県でございますので、そういった県で生産される木材が全体として玉突きで供給されているという実態から、そういった国産材の安定供給というものが今回の復興予算の対象になっていたということでございます。

実際に直接、復興地のほうに行った木材とい うのは、事例はあるんですけれども非常に少な い量になってございます。

**〇髙橋委員** 聞き方を間違ったようです。

復興地がいわゆるこういう事業によって安定 供給がされてるということで理解をしていいか をお願いします。

○石田みやざきスギ活用推進室長 全国的にこの事業によりまして木材の安定供給が図られておりまして、復興住宅自体がこれから急増するということで、今高台の造成が始まって、そこに家が建ち始めているという状況でございます。ただ、コンクリートですとか、ほかの資材が高騰する中で、木材については価格が抑えられて安定的に供給がされているというふうに聞いているところでございます。

○横田委員 条例について1点お伺いしますけど、この条例は、外国企業とかが全国的に水源を買い占めようとしている動きがあると。そういった危機感があって条例をつくるべきだということになったというふうに理解しているんですけど、この条例の概要案には、全く外国という言葉は出てないわけなんですけど、例えば、国内の飲用水製造販売企業みたいなところが買いたいとかいう場合には、やっぱりいろいろ制限するような助言というか、そういうことをするということになるんですかね。

○川野環境森林課長 今回の対象地域は、やは り森林というふうに考えておりまして、森林の 中でも、特に水源涵養機能の高い、県全体の水 資源のいわゆる上になる部分──そこの水源地 域を守ることで県全体の水が守れるというよう な地域を指定していって、そこを監視していく というような制度でございます。

例えば、買い手に今言われたような企業さん があった場合、事前届出制の中で当事者の氏名、 住所、それから利用目的が出てきますので、そ ういった目的が明らかになりますので、そこに ついては、やはりこの地域がこういう地域なの で、その使い方については、十分注意してほし い。今回、案の中では助言の③に、直接的に必 要のあるときには、買い手のほうにも助言した いというような規定を入れておりますが、そう いった水資源に対して非常に大きな影響が出る ような場合につきましては、直接的にその買い 手のほうにも助言して、あくまでも助言ですけ れども、なかなか強制力とかまではいかないん ですが、そこを御理解いただくようなところを やっていくという形で今考えているところでご ざいます。

○横田委員 そんなことはないと思うんですけ

ど、もし国内の企業が買えるということになれば、その企業を介してまた外国に流れたりすることないのかなって、ちょっと考えたものですから、そういう質問をさせてもらいました。わかりました。

**○前屋敷委員** 知事が指定をする地域というふうになっていますが、もう既に調査といいますか、どの地域を指定するかというのはもう事前に調査されているんですか。条例ができてからということですか。

○川野環境森林課長 実際、指定をするのは、確かに条例が施行されてからなんですけれども、やはりその水源涵養機能の高い森林を水源地域としてという一つの考え方を今持っておりますので、今から市町村とか外部有識者と意見交換しながら、実際どの地域を指定していくかというのは、条例施行までに考え方、それからどの地域が該当するのかを、ある程度の案をまとめていきたいというふうに考えております。

今、考えていますのは、今申し上げました水源涵養機能の高い森林をどのように捉えて――他県の事例で言いますと、例えば、民有林そのものを指定している県もございますし、民有林の中でやはりその水源涵養機能が高いという評価をされている森林を森林簿から拾って、そういう森林を指定している場合もありますしている表林が一部に存する大字単位で指定しているところもございます。11都道県、全てさまずでございまして、全く同じような指定の仕方はでありませんので、やはりその辺も参考にしながありませんので、やはりその辺も参考にしながら、宮崎県に一番即した指定の仕方はどういうものかということで、今からその意見交換をして案をまとめていきたいというふうに考えております。

**○前屋敷委員** やはり調査にはかなり時間も要

するし、やっぱりいろんな方の御意見なども、 地権者の方の意見なども十分反映することが必 要かなというふうに思ってますので、大変でしょ うけど、よろしくお願いします。

○蓬原委員 水源涵養保安林というのがありますよね、保安林。それと今、これから条例と並行してというか、指定しようという水源涵養機能を持った水源地域との重なりぐあいというか。どちらが大きいかとなると、保安林をAとすると、この指定地域をBとすると、これは不等記号はどっちにつくんですかね。

○川野環境森林課長 今のイメージでは、委員がおっしゃったBのほうが大きくて、その中に保安林が入っていくようなイメージでおります。 ○蓬原委員 わかりました。イメージでした。 ○山下委員長 よろしいですか。

そのほか何かありませんか。執行部何もない ですか。

なければ、以上をもって環境森林部を終了い たします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。 暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時50分再開

**〇山下委員長** それでは、委員会を再開いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇山下委員長** 以上をもちまして本日の委員会 を終わります。お疲れさまでした。

午前10時50分閉会

# 署名

環境農林水産常任委員会委員長 山 下 博 三